

兵庫大学現代ビジネス学部履修規程

〔平成 28 年 8 月 10 日〕〔平成 28 年 8 月 10 日〕
〔大学運営会議決定〕〔兵大程第 240 号〕

(目的)

第 1 条 この規程は、兵庫大学学則（以下「学則」という。）に基づき、兵庫大学現代ビジネス学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第 2 条 学則第 19 条別表第 1 に掲げる授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(必修科目、選択必修科目、選択科目)

第 3 条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目 ―― 必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択必修科目 ―― 指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数を必ず履修しなければならない科目
- (3) 選択科目 ―― 指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(履修登録)

第 4 条 学生は履修しようとする授業科目について毎学期指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。

2 学生が履修登録できる年間単位数及び一の学期に登録することのできる単位数は次のとおりとする。

学科	単位数（年間）	学期の上限
現代ビジネス学科	48 単位	24 単位

- 3 前項の履修登録単位数には、教職に関する科目の単位は含まない。
- 4 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。
- 5 専門教育科目のうち、科目名にⅠ、Ⅱ、Ⅲがある科目は、履修順序が示された科目である。
- 6 各学期において、履修登録者数が 5 人以下の授業科目は、原則として不開講とする。
- 7 前項の不開講とする科目には、次の科目は対象としない。
 - (1) 必修科目及び選択必修科目
 - (2) 資格・免許に関する科目
 - (3) 再履修者のみを対象としている科目
- 8 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(専攻の選択)

第 5 条 本学部の学生は、2 年次Ⅰ期から、グローバルビジネス専攻、地域ビジネス専攻、公共政策専攻のいずれかを選択しなければならない。

- 2 学生は、2 年次Ⅰ期以降選択した専攻の要件に従い、科目を履修しなければならない。
- 3 各専攻の必修科目、選択必修科目は別表 1 のとおりであり、卒業要件上、選択した専攻の必修科目のすべて及び選択必修科目の単位を必ず修得しなければならない。

(進級要件)

第6条 3年次に進級するためには、2年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。

- (1) 卒業要件に関する科目について、50単位以上修得し、かつ第15条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値(以下「GPA」という。)の累積が2.0以上
- (2) 卒業要件に関する科目について、62単位以上修得

(「専攻演習Ⅱ」の履修要件)

第7条 「専攻演習Ⅱ」を履修登録するためには、履修登録時まで、別表2に指定する科目の単位を修得していなければならない。

(再履修)

第8条 学生は、不合格となった授業科目を修得するためにその科目を翌年度以降に再履修することができる。

- 2 試験の結果、「可」以上の評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(試験の種類)

第9条 本学部で行う試験は次のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験

(試験の受験資格)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目
- (2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目
- (3) 授業の出席回数が、当該授業科目の定められた授業実施回数の三分の二に満たないときその授業科目。ただし、中期・長期留学科目については別に定める。

(定期試験)

第11条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。

- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができる。
- 3 定期試験の判定は、100点満点とする。
- 4 その他定期試験について必要なことは、別に定める。

(追試験)

第12条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった場合、追試験を受験することができる。

- 2 追試験を希望する者は、あらかじめ試験開始日までにその旨を教務課に届けなければならない。
- 3 学部長は、前項の者が追試験願を提出し妥当と認めたときは、追試験を行う。
- 4 追試験は、一回のみ行う。

- 5 追試験の判定は、定期試験に準ずる。
- 6 その他追試験について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第13条 受験中に不正行為を行った者に対しては、試験室からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の受験を無効とする。

(成績評価)

第14条 成績の判定は点数で、成績通知は秀、優、良、可、不可の評価をもってする。

2 成績評価は次の基準によるものとし、「可」以上をもって合格とする。

- (1) 秀 90点～100点
- (2) 優 80点～89点
- (3) 良 70点～79点
- (4) 可 60点～69点
- (5) 不可 60点未満

3 前項の規定にかかわらず、第10条第3号に規定する当該授業科目の成績評価は「欠格」とする。

4 科目担当者は次の事項のいずれかに該当すると判断した者について、当該科目の成績評価を「欠格」とすることができる。

- (1) 成績評価に必要なレポート等を未提出の者
- (2) 成績評価に必要な試験を欠席した者

5 科目担当者は次の事項のいずれかに該当すると判断した者について、当該授業への出席を禁止し、当該科目の成績評価を「失格」とすることができる。

- (1) 授業妨害を行った者
- (2) 正当な理由なく科目担当者の指示に従わなかった者

(GPA)

第15条 各学期毎に、GPAを表示し、以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

(小数点第3位以下切り捨て)

2 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
不可	0.0

(「欠格」「失格」はグレードポイントを0.0とする)

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 中期・長期留学にかかる単位認定については別に定める。

(卒業要件)

第17条 所定の期間在学し、別表3及び別表4に定める授業科目群から、必修科目を含め124単位以上を修得した者について卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(規程の改廃)

第18条 この規程を改廃しようとするときは、教務委員会及び教授会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第6条、第7条、第15条及び第17条の規定については、平成30年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、第4条第6項及び第7項の規定については、令和元(2019)年度以前に入学した在学者にも適用する。

別表1 (第5条関係)

グローバルビジネス専攻

選必の別	科目名
必修科目	「グローバル英語ⅢB」「グローバル英語ⅣB」 「English for Professionals I」「経営学」「グローバル経済事情」 「語学・異文化体験演習」

地域ビジネス専攻

選必の別	科目名
必修科目	「ミクロ経済Ⅰ」「マクロ経済Ⅰ」「経営学」「地域政策」 「プロジェクト実践Ⅰ」「プロジェクト実践Ⅱ」
選択必修科目	「短期インターンシップ」「長期インターンシップ」のうち1科目

公共政策専攻

選必の別	科目名
必修科目	「ミクロ経済Ⅰ」「マクロ経済Ⅰ」「統計学Ⅰ」「経済政策」 「プロジェクト実践Ⅰ」「プロジェクト実践Ⅱ」
選択必修科目	「ボランティア体験A」「ボランティア体験B」のうち1科目

別表2 (第7条関係)

指定する科目
「キャンパスライフ入門」「プロジェクト演習入門」「プロジェクト演習Ⅰ」 「現代ビジネス入門」「経済学入門」「修学基礎Ⅰ」「統計学の基礎」

別表3 (第17条関係)

科目区分	科目群	必要単位数	うち必修科目数 (単位)
共通教育科目	共通教育科目	24 単位以上	4 科目 (8 単位)
専門教育科目	キャリア基盤科目	12 単位以上	別表 4 を参照
	プロジェクト実践科目	グローバルビジネス専攻 8 単位 地域ビジネス専攻・公共政策専攻 12 単位	別表 4 を参照
	演習科目	16 単位	8 科目 (16 単位)
	専攻基礎科目	12 単位以上	3 科目 (6 単位)
	専攻専修科目	共通専攻科目から 16 単位以上、 別表 4 に指定する必修科目及び選 択した専攻の専攻科目からグロー バルビジネス専攻は 16 単位以上 の計 32 単位以上、地域ビジネス 専攻及び公共政策専攻は 12 単位 以上の計 28 単位以上	別表 4 を参照
	専門教育科目のいずれかから 20 単位以上		—
合計 124 単位以上			

別表4 (第17条関係)

グローバルビジネス専攻の必修科目

キャリア基盤科目	「プレゼンテーション」「アプリケーションソフト」 「語学・異文化体験演習」の3科目 (8単位)
キャリア基盤科目 (留学生)	次の①～③のいずれかを修得することとする。 ①「プレゼンテーション」「アプリケーションソフト」「日本語Ⅰ(留学生)」「日本語Ⅱ(留学生)」「語学・異文化体験演習」の5科目 (14単位) ②「プレゼンテーション」「アプリケーションソフト」「日本語Ⅰ(留学生)」「日本語Ⅱ(留学生)」「短期インターンシップ」「ボランティア体験A」の6科目 (14単位) ③「プレゼンテーション」「アプリケーションソフト」「日本語Ⅰ(留学生)」「日本語Ⅱ(留学生)」「短期インターンシップ」「ボランティア体験B」の6科目 (14単位)
プロジェクト実践科目	「プロジェクト演習入門」「プロジェクト演習Ⅰ」「プロジェクト演習Ⅱ」「プロジェクト演習Ⅲ」の4科目 (8単位)
専攻専修科目	「グローバル英語ⅢB」「グローバル英語ⅣB」「経営学」 「グローバル経済事情」「English for Professionals I」の5科目 (10単位)

地域ビジネス専攻の必修科目

キャリア基盤科目	「プレゼンテーション」「アプリケーションソフト」の2科目 (4単位) 及び、「長期インターンシップ」あるいは「短期インターンシップ」のいずれか1科目 (2単位)、計3科目 (6単位)
キャリア基盤科目 (留学生)	「プレゼンテーション」「アプリケーションソフト」「日本語Ⅰ(留学生)」「日本語Ⅱ(留学生)」の4科目 (10単位) 及び、「長期インターンシップ」あるいは「短期インターンシップ」のいずれか1科目 (2単位)、計5科目 (12単位)
プロジェクト実践科目	「プロジェクト演習入門」「プロジェクト演習Ⅰ」「プロジェクト演習Ⅱ」「プロジェクト演習Ⅲ」「プロジェクト実践Ⅰ」「プロジェクト実践Ⅱ」の6科目 (12単位)
専攻専修科目	「地域政策」「経営学」「ミクロ経済Ⅰ」「マクロ経済Ⅰ」の4科目 (8単位)

公共政策専攻の必修科目

キャリア基盤科目	「プレゼンテーション」「アプリケーションソフト」の2科目 (4単位) 及び、「ボランティア体験A」あるいは「ボランティア体験B」のいずれか1科目 (2単位)、計3科目 (6単位)
キャリア基盤科目 (留学生)	「プレゼンテーション」「アプリケーションソフト」「日本語Ⅰ(留学生)」「日本語Ⅱ(留学生)」の4科目 (10単位) 及び、「ボランティア体験A」あるいは「ボランティア体験B」のいずれか1科目 (2単位)、

	計5科目 (12単位)
プロジェクト実践 科目	「プロジェクト演習入門」「プロジェクト演習Ⅰ」「プロジェクト演習Ⅱ」「プロジェクト演習Ⅲ」「プロジェクト実践Ⅰ」「プロジェクト実践Ⅱ」の6科目 (12単位)
専攻専修科目	「経済政策」「統計学Ⅰ」「ミクロ経済Ⅰ」「マクロ経済Ⅰ」の4科目 (8単位)

- 1083-9 -